

令和3年度事業計画

改正された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（改正薬機法）が公布された令和元年12月、後に世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスによる感染症が中華人民共和国武漢市で発生していた。年が明け、令和2年1月16日に神奈川県で国内初の感染者が発生したとの発表があり、次第に全国に感染が広がり始め、2月21日には熊本県で初の感染者が確認された。本会では2月14日に対策本部を設置し、情報の収集と提供、感染拡大防止対策の実施と薬剤師、薬局の支援を開始した。その後も全国の感染拡大は止まらず、4月7日には東京都や福岡県など7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、4月16日からは全都道府県に拡大されるに至った。感染拡大は5月に収まるかに見えたが、7月から再び広がり始め、11月からは急速に拡大し、令和3年1月7日に再び緊急事態宣言が発出されることとなった。政府はこれまで様々な感染拡大防止対策等を行っており、これに要する財政措置として、5月に第2次、令和3年2月に第3次の予算補正を行った。本会では、これらに基づく業務として熊本県から「薬局における新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業補助金交付及び新型コロナウイルス感染症対応薬局慰労金給付に係る業務」及び「新型コロナワクチンに係る専門的相談窓口運營業務」を受託し実施しているが、この内、後者については令和3年度も継続する見込みである。

新型コロナウイルスの感染拡大は、医療供給体制に崩壊の危機をもたらしたのみでなく、社会システムにも変革を与えた。「新しい生活様式」が求められる中で普及したテレワークやオンライン会議といったデジタル技術の活用もその一つであり、本会においても、令和3年度はWebによる会議・研修会を実施するシステムを確立する必要がある。

また、研修については、日本薬剤師会が研修機会の充実を図ることを目的に「薬剤師の働き方支援機能強化のための研修シラバス」を作成し、研修の実施主体にこれを活用するよう求めている。本会では研修シラバスの研修項目毎に講師を登録し、本会及び支部の研修に役立てるよう「講師バンク」制度を立ち上げ、令和3年度から開始することとした。

改正薬機法に対しては、感染拡大防止対策を実施しながらの対応となっていたが、令和3年8月1日には薬局にとって大きな改正となる機能別の薬局の知事認定制度が開始されることとなる。これは患者自身が自分に適した薬局を選択できるようにするもので、入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（地域連携薬局）とがん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）がある。本会は、薬局が認定を受けようとする際に、これを支援できる体制を早急に整える必要がある。

改正薬機法の認定薬局は、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするための薬剤師・薬局のあり方の見直しとして示されたものである。薬剤師に求められる役割は、改正薬機法で示されている事項のみでなく、地域包括ケアシステムの一員としての薬剤師の対応、医療機関におけるチーム医療の進展、「患者のための薬局ビジョン」に

おけるかかりつけ薬剤師・薬局の推進など、益々多岐にわたり、しかもさらに高度になってきている。これは、個々の薬剤師の努力だけで果たすことは困難であり、これを支える薬剤師会の役割は益々重要となると考えられ、このためには会員増強と組織強化が必要となる。

「令和2年7月豪雨」では、県内全域で土砂災害や河川の氾濫が多数発生し、甚大な被害が生じた。多くの薬局や会員の住居も被害にあった。熊本地震と異なり、河川の氾濫で道路が寸断し、自力での避難が困難な集落が多かったことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により避難所を分散する必要がある、避難所に隣接した救護所が設置されなかったことである。本会の災害支援活動は、発災直後の活動が迅速であり、災害支援薬剤師チームと支部の連携が良かったため、他の医療チームや地域の医療関係者の期待、評価が高かった。しかし、災害の原因や被災した地域により、医療救護に求められるものが異なることが明らかになり、また災害時の初動や関係機関との連携の重要性を再認識したことから、令和3年度は、マニュアルの改訂を行い、また熊本県との連携強化を図る事業を実施する。

さらに、第81回九州山口薬学大会が令和4年9月18日（日）・19日（月・祝）に熊本県で開催される予定であることから、大会の成功に向けて準備を進める。

以上を基本として、以下の事項に取り組む。

公1 薬剤師職能の向上の推進、公衆衛生の普及・指導及び薬事衛生の普及・啓発活動並びに地域医療への貢献と医療安全確保のための事業

1 薬学の進歩及び薬業の発展促進に関する事項

(1) 薬学教育

- ①認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップの開催
- ②認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催
- ③フォローアップ研修会の開催
- ④アドバンスワークショップの開催
- ⑤改訂モデル・コアカリキュラムに基づく実務実習への協力

(2) 第54回日本薬剤師会学術大会への協力

第81回九州山口薬学大会（熊本）の準備

2 薬剤師の職能向上に関する事項

(1) 学術研修会等の開催

- ①熊本県薬剤師会学術大会
- ②生涯学習研修会
- ③臨床研究支援研修会
- ④新採用薬剤師教育研修会
- ⑤薬剤師セミナー
- ⑥保険薬局セミナー
- ⑦医療安全講習会
- ⑧高度管理医療機器等に係る継続研修会
- ⑨健康サポート薬局に係る研修会

- ⑩在宅医療研修会
- ⑪セルフメディケーションに関する研修会
- ⑫薬局ビジョンに関する研修会
- ⑬オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修
- ⑭調剤報酬等改定説明会

(2) 講師バンクの運用

3 保健、医療、福祉、環境の向上に関する事項

(1) 健康増進関連

- ①県民公開講座の開催
- ②くすりと健康展の実施
- ③禁煙指導薬剤師の育成
- ④薬の適正使用、アンチ・ドーピング活動啓発
- ⑤スポーツファーマシストの育成及び関係機関との連携支援
- ⑥登録販売者研修会の開催

(2) 災害対策（災害時緊急医薬品等供給）

- ①災害薬事コーディネーター、災害支援薬剤師等の養成
- ②モバイルファーマシーの活用及び訓練
- ③熊本県地域総合防災体制の構築
- ④医療救護マニュアルの改訂

(3) 感染症及びアレルギー疾患対策

- ①感染制御に関する研修会の開催
- ②アレルギー疾患の医療提供体制の整備
- ③新型コロナウイルス感染拡大防止支援

(4) 認知症への対応

- ①認知症対応力向上研修会の開催

(5) 医療サービスの提供支援及び病院薬剤師と薬局薬剤師との連携

- ①病診・薬局業務推進・改善セミナーの開催

(6) 認定薬局への対応

(7) 新型コロナワクチン相談体制の整備

4 在宅療養対策に関する事項

- (1) 在宅訪問薬剤師支援センター等整備
- (2) 医療材料等供給システムの整備
- (3) 無菌調剤室共同利用促進の支援
- (4) 地域ケア会議への参加の支援

5 医薬品等の情報提供及び有効性・安全性の確保に関する事項

- (1) おくすり相談
- (2) ドーピング防止ホットライン対応

- (3) 医薬品検索システムの整備
- (4) Web 配信システムの導入と構築

- (5) 薬剤イベントモニタリング
- (6) 医薬品の計画的試験検査

6 学校保健に関する事項

(1) 学校保健の推進

- ① 学校薬剤師研修会の開催
- ② 薬物乱用防止活動の支援
- ③ くすり教育の実践
- ④ 学校環境衛生活動及び学校環境衛生検査の完全実施へ向けた支援

7 薬剤師無料職業紹介所に関する事項

(1) 薬剤師無料職業紹介所の有効活用

- ① 企業説明会の実施
- (2) 求人・求職情報システムの活用

8 広報及び機関誌の刊行に関する事項

- (1) 熊薬会報の発行
- (2) メディアによる広報活動

収 1 公益目的事業に資するための収益事業

- (1) 土地の賃貸

他 1 会員の厚生福祉、薬局の支援に関する事業

- (1) 会員の厚生福祉の増進
- (2) 医療事故等に係る損害保険
- (3) 医療保険制度等
- (4) 専門図書等の斡旋